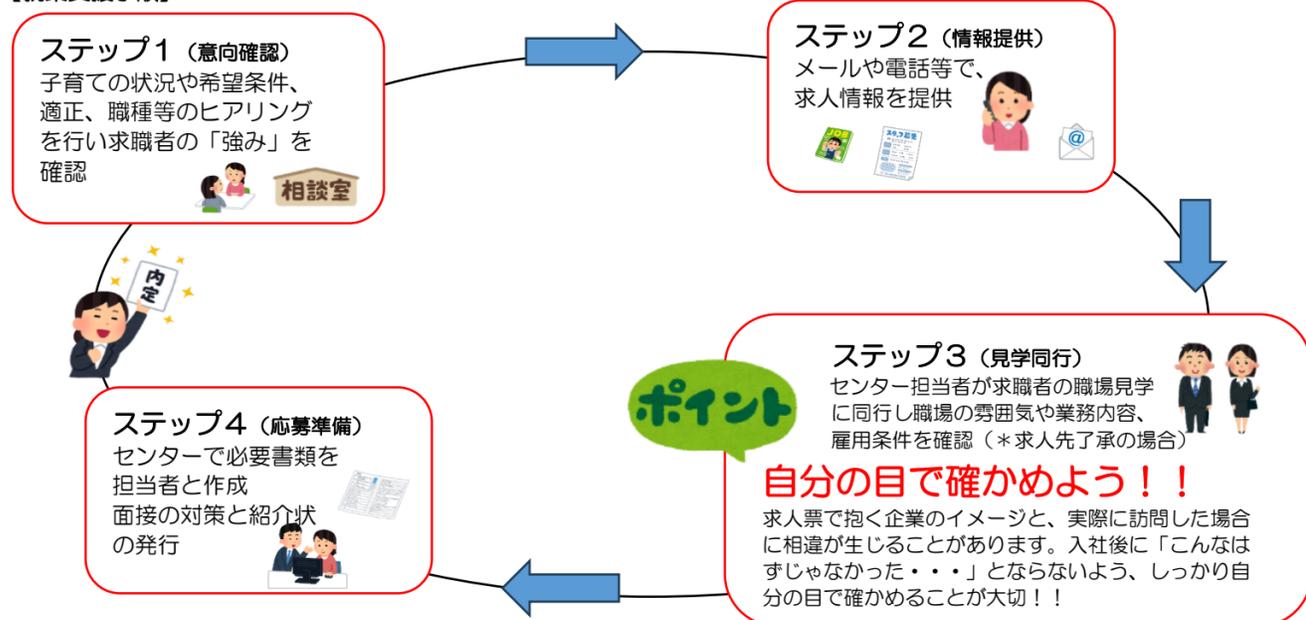


一緒に就活しませんか？ 自分の強みを活かし、適職を見つけよう！！

【就業支援手順】



ひとり親家庭向け学習支援教室のご案内

「土曜スクール・みのり」では、一緒に勉強する仲間を募集しています。わからないまま放置している教科や、いまさら聞けない勉強について、学生ボランティアに個別で教わることのできる、学習支援教室です。

旭川市学習支援ボランティア事業 講師：北海道教育大学旭川校 大学生ボランティア

ひとり親家庭向け学習支援教室

土曜スクール **みのり**

(開校日時) 毎月第2・第4土曜日 13:00~15:00

家庭学習
支援

苦手科目
対策支援

宿題の
見守り

テスト
対策支援

予習・復習
指導

対象者：旭川市にお住まいのひとり親家庭の子ども（小学2年生～小学6年生、

会場：旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）

費用：無料

定員：30名

見学：事前予約不要

問合せ 旭川市母子福祉連合会事務局
0166-67-2601

入会申込み
専用フォーム



母子家庭等就業・自立支援センターだより



母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親、ひとり親になる方へ就業相談から就業情報提供等の一貫した就業支援や、養育費の取り決めなどに関する専門相談など自立した生活に向けた支援を行っています。

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

母子家庭等就業・自立支援センター

〒070-0035 旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階

TEL：0166-21-7181 メール：boshi@asahikawa-shakyo.or.jp

開所時間 8:45~17:15（土日祝・年末年始閉庁）



養育費セミナー

開催日：令和7年11月29日（土）

「これからの離婚と養育費」実施報告

令和3年度全国ひとり親世帯等調査では、養育費を受け取れていると回答した母子世帯が「28.1%」でした。

母子家庭等就業・自立支援センターに寄せられる相談内容の多くが、養育費の不払いに関することや、養育費額に係る相談内容であることから、「養育費の不払いは、ひとり親世帯が抱える深刻な課題」であると考え、「これからの離婚と養育費」と題しセミナーを開催しました。

講師に法テラス法律事務所、西田更良弁護士をお招きし、民法改正（令和8年4月1日施行予定）や新設された内容について重点的に解説されました。

特に、参加者の関心が高かった「共同親権」や「法定養育費」については、多数の質問がありました。

（参加者から寄せられた質問の一部）

- ・養育費について調停申立を予定していたが、このセミナーに参加し、民法が改正され施行される令和8年4月1日以降に申立をしたほうが、強制執行までがスムーズであることを知れて良かった。
- ・共同親権を盾に、夫からの離婚請求に応じなければならないのかと不安を抱いていたが、必ずしも共同親権としなければならないのではなく、事情を考慮されるケースがあることを知り安心した。
- ・現在、離婚協議中であったため、今日のセミナーは勉強になった。
- ・難しい言葉が多く、内容を理解するまでに時間はかかるが、頂いた資料をしっかりと読み直し、離婚条件を決める際の参考にしたい。

ひとり親に関するアンケート実施報告

母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親やひとり親になる方への支援向上を目的として、アンケートを実施しました。

【質問内容】※回答者45名

質問1	参加してみたい親子イベント		
回答	遠足やピクニック、果物狩り 18人	物づくり等のワークショップ 17人	クッキング 14人
質問2	イベントに参加できる開催場所や曜日、時間帯について		
回答	地元開催参加希望 23人	地元以外開催場所希望 11人	地元開催不参加 2人
	土日祝の日中開催 22人	土日祝の夕方開催 14人	平日の夕方開催 3人
質問3	ひとり親世帯を支えるために必要だと思う支援		
回答	ひとり親の子どもの進学支援 30人	子の急な病気等で仕事を休む支援 28人	ひとり親の子どもの学習支援 20人
質問4	どのような時に母子家庭等就業・自立支援センターを利用、相談や望む支援		
回答	転職相談、ひとり親制度の情報収集 養育費問題 13人	賃金等の相談 11人	離婚問題、親子イベント開催 9人
質問5	その他、ご意見やご要望（自由記述） 原文のまま		
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・物価は高くなる、時給が上がったところで、所得制限をあげてくれないから、ホントに少しオーバーして課税になり、今まで支払わなくてもよかったものに支払いができ、逆に生活が苦しくなりました。 ・ひとり親の制度は充実していると感じる。それよりも、親一人ひとりがかっと意欲的に働こうと思うことの方が重要だと感じる。結果、保障が充実しているから、一生懸命に働かない人も多いと感じる。働いて所得を得るか保障で所得を得るか考えたときに楽な方を選ぶ人が多い制度はよくないと感じる。 ・母子家庭でもマイホームを持てるように2LDKの販売用に平屋を作ってほしい。 		

予約制

無料法律相談会

【養育費不払いでお困りの方、離婚後に子どもを養育予定の方向け】

養育費請求ほか、離婚後の養育費や親子交流の取り決めに関する法律相談会

（婚姻費用・財産分与・DVなどの法律に関する相談）

（無料法律相談会スケジュール）



【令和7年度利用状況】

- 11月 6名 相談項目：養育費額、婚姻費用額、調停申立方法や流れ、弁護士費用、公正証書作成方法、住宅の名義変更、単独親権、相手の住所を知る方法
- 12月 4名 相談項目：養育費額、養育費増額、養育費請求方法、公正証書内容、養育費額の減額対応、離婚後における実子の遺産相続や遺族年金、自作協議書の効力
- 1月 4名 相談項目：養育費額、法定離婚事由、親権、民法改正による強制執行、離婚条件、弁護士費用

民法改正による強制執行の円滑化が見込めることで、改めて養育費請求を考える者が増えた。また併せて、共同親権の動向に興味を持つ者も多かった。

予約制

自立準備相談

令和7年度開催場所 旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）

【離婚後に子どもを養育予定のある母及び父等向け】

離婚前に知っておくべき制度や支援の情報提供など、離婚の時に考えておくことについての相談会

【令和7年度利用状況】※人数は延人数

（11月）18名 （12月）12名 （1月）12名

センターを利用する多くの者は、旭川市こうほうやライナー掲載のセンター記事を見て、相談に至っていたが、最近の傾向として、行政の相談窓口でセンターの案内を受け、相談に至るケースが増えている。

【支援イメージ】 離婚前段階から、「伴奏型」で支援を実施

ステップ1（相談）

離婚問題についてヒアリングを実施
課題整理をし優先順位を決め、活動開始



ステップ2（知識習得）

・ひとり親家庭支援策について情報提供
・養育費等の履行確保に資する取組（書類取得補助のため、家庭裁判所同行）
・弁護士による法律相談 ・居住に関する情報提供
・自動車確保についての相談・離婚後の託児に関する相談

離婚後の子どもの心情に配慮し助言

+就業支援
メールや電話等で、求人情報を提供



ステップ3（離婚成立）

・離婚に係る手続き
・環境整備（居住、学校、託児）